特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	国民年金関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
島原市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
島原市長

公表日
令和3年8月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。 市町村が行う事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付年金の諸届等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。
③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)　番号法別表第一31の項及び95の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二　48、50の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　市民窓口サービス課
②所属長の役職名	市民窓口サービス課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室　政策企画課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地　℡0957-63-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部　市民窓口サービス課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地　℡0957-63-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）　番号法別表第一31の項	番号法第9条第1項（利用範囲）　番号法別表第一31の項及び95の項	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口サービス課長　山田　雅法	市民窓口サービス課長	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 7. 請求先	市長公室　政策企画課	市長公室　政策企画課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数　時点 2. 取扱者数　時点	平成27年9月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	―	（新設）	事後	様式変更に伴うもの
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数　時点 2. 取扱者数　時点	平成31年1月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　48、50の項	番号法第19条第8号　別表第二　48、50の項	事後	番号法改正に係る記載内容の修正